

# Internal Control

## 第一勧業銀行の内部管理体制

「みずほフィナンシャルグループ」の一員としての、当行のリスク管理体制・コンプライアンス(法令等遵守)・内部監査の体制を説明します。

### リスク管理体制

#### みずほフィナンシャルグループのリスク管理への取り組み

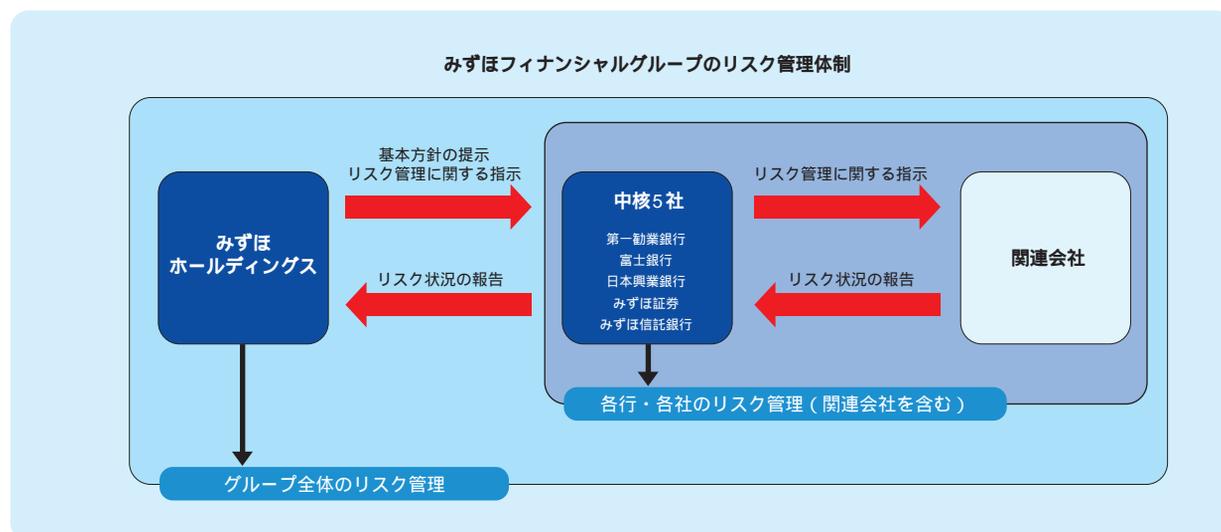
##### 基本的な考え方

金融の自由化・国際化の進展等により金融業務は急速に多様化・複雑化しており、金融機関は信用、市場をはじめ、事務・システム・法務・決済等、多様なリスクを抱えています。当グループでは、銀行経営の健全化・安定化を図りつつ企業価値を高めていくために、業務やリスクの特性に応じてこれらのリスクを適切に管理しコントロールしていくことを経営上の最重要課題の1つとして認識しています。このような認識のもと、みずほホールディングスの取締役会において、各種リスクの明確な定義、適切なリスク管理を行うための体制の整備と人材の育成、リスク管理体制の有効性および適切性の監査の実施等を内容とした、グルー

プ全体に共通のリスク管理の基本方針を定めました。当グループはこの方針に則り、さまざまな手法を活用してリスク管理手法の高度化を図る等、リスク管理の強化に取り組んでいます。

##### リスク管理体制の概要

当グループにおいては、みずほホールディングスがグループ全体のリスク管理を統括する体制としています。また当行においても業務内容に応じた適切なリスク管理を行っています。具体的には、当行が、みずほホールディングスの定めた各種リスク管理の基本方針に基づき、関連会社も含めたリスク管理を行っています。さらにみずほホールディングスは、グループ全体のリスク状況をモニタリングしつつ、当行に対してリスク管理に関する適切な指示を行っており、当行ではこの指示に基づいて、適切なリスク管理を実施しています。



# Systems of DKB

## 統合リスク管理について

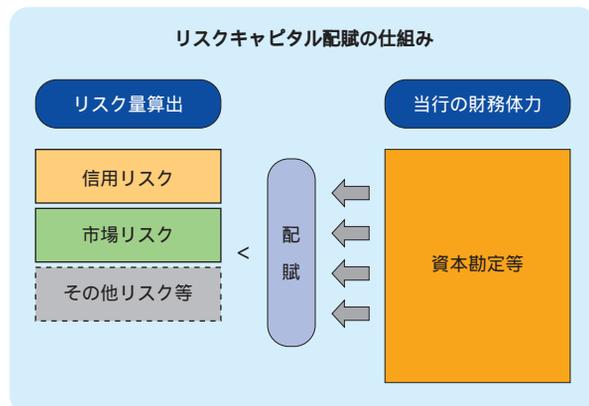
### 基本的な考え方

金融機関が保有するリスクには、信用リスクや市場リスクのようにリスクを適正にコントロールしつつ収益の確保を図るものと、事務リスク・システムリスク・法務リスク等のいわゆるオペレーショナル・リスクのようにその発生自体を極小化すべく管理を行うものがありますが、当行はこれら異なるカテゴリーのリスクの一元的な管理により、複合化するリスクの全体像の把握に取り組んでいます。

### リスクキャピタル配賦

当行では、みずほフィナンシャルグループにおいて平成13年度より開始した各ビジネスユニットへのリスクキャピタル配賦と同様の枠組みを導入しています。

リスクの計量化手法に基づいて算出した信用リスクおよび市場リスクを合算して統合的に把握し、リスク量が資本勘定等の財務体力を超えないようリスク管理・制御を実施することにより、当行ならびにグループ全体の経営の健全性確保に努めています。



### オペレーショナル・リスクへの取り組み

事務リスク・システムリスク・法務リスク等のオペレーショナル・リスクについても、当行ではその重要性を十分に認識し、各々の特性に応じた管理を実施するとともに、グループ全体としての新たな自己資本比率規制<sup>(注)</sup>に関する対応やリスクの計量化手法の進展等に基づき、オペレーショナル・リスク管理の高度化に取り組んでいます。

(注)バゼル銀行監督委員会において、オペレーショナル・リスク(事務リスク・システムリスク・法的リスク等を含む)に見合う自己資本が必要との認識のもと、平成16年度からの導入に向けて具体的な計測手法につき検討が行われています。

## 信用リスク管理について

### 基本的な考え方

銀行にとっての信用リスクとは、貸出・デリバティブ取引の相手方や保有する有価証券等の発行体における経営状況の悪化、倒産等により、利息や元本の回収ができなくなる、あるいは契約の履行が行われなくなることにともない、銀行が損失を被るリスクのことをいいます。

銀行が抱えるさまざまなリスクのうち、信用リスクは経営に与えるインパクトが最も大きいものであり、金融の高度化・グローバル化により複雑化した信用リスクを統合的に把握・管理し、資産の健全性の維持・向上を図るために、当行では以下の体制整備により、信用リスク管理の厳正化・高度化に努めています。

### 組織体制・審査機能

当行では、当行全体の与信業務や信用リスク管理に関する諸問題を協議し、適切な対応を図ることを目的として、リスク管理担当役員を委員長とする「信用リスク管理委員会」を経営委員会の1つとして設置しています。また、全行的な信用リスク管理の所管部署として融資企画室を、信用リスク計量化の所管部署として統合リスク管理室を設置し、資産ポートフォリオの管理強化や与信業務に係わる各種規定・手続の整備等を行っています。

また、審査機能の充実・強化を図る観点から、信用リスクのあるカンパニーについてはカンパニー内に審査部および審査担当役員を置き、さらに一定以上の金額の案件については経営組織である経営会議が案件の決裁を行う体制としています。

平成10年3月に、当行の貸出の基本方針や案件の考え方を「融資業務規範」として明文化しましたが、営業店における融資案件の取り上げおよび審査部における案件審査については、この「融資業務規範」に基づくことを徹底し、貸出資産の健全性・収益性の維持・向上に注力しています。

### 信用リスク管理体制

当行では、信用リスク管理体制を充実させるための基本的なインフラとして、原則としてすべての与信先に対して、15段階で構成する「信用格付」を付与し、全資産について信用リスクの統合的な把握を行っています。また、信用格付を付与する作業は、自己査定作業の一次作業と位置づけて

格付・債務者区分・分類区分の概念図

対象資産	格付対象先	信用格付	債務者区分	分類区分
貸出金 支払承諾見返 外国為替 貸付有価証券 デリバティブ取引 未収利息 仮払金等	一般事業法人 中間法人 公益法人 国・地方公共団体 営業性個人 金融機関 SPC等	1～10 11-1 11-2 12 13 14	正常先 要注意先 破綻懸念先 実質破綻先 破綻先	

おり、信用格付を自己査定 of 債務者区分とリンクさせています。信用格付の付与作業は、新規与信の発生時に実施するほか、与信先の決算状況等を速やかに反映するため最低年1回の定例見直しを行うとともに、債務者の信用状況に変化があった場合は随時見直しを行い、個別の与信先や当行全体の資産ポートフォリオの状況をタイムリーに把握できる体制としています。

なお、信用格付については、3行統一の格付体系を構築し、平成13年4月より海外拠点から順次新格付に移行を開始しており、平成14年3月までに既存の体系から全面的に移行する予定です。新しい信用格付は、3行に蓄積されたノウハウを集約し、大企業から中小企業までを一貫した体制に収めたもので、外部格付・自己査定制度・当局規制との関係も十分に考慮したものとなっています。

さらに、資産ポートフォリオ管理や管理会計システムの充実・強化を進める観点から、平成10年2月に「信用リスク計量化システム」を構築し、地域・信用格付・業種ごとの信用コストや信用リスク量の計測を開始しました。平成11年3月からは、システムのレベルアップにより、企業規模や案件ごとの詳細な保全状況等を反映した計測を行い、貸倒コストを勘案した個別案件ごとの収益性やリスク量の分布状況等の計測結果を、リスク対リターンの向上や

資産ポートフォリオ管理の強化を目的とした各種施策に活用しています。

また、平成11年7月に信用リスク管理の基本的な取組方針として「信用リスク管理の基本方針」を制定するとともに、特定の地域・業種等への与信集中を避けリスクの分散を図る観点から、各種のリスクリミットやモニタリングラインに関する基本的規程を定めた「与信ポートフォリオ管理規程」を制定し、同規程に基づく管理を行っています。

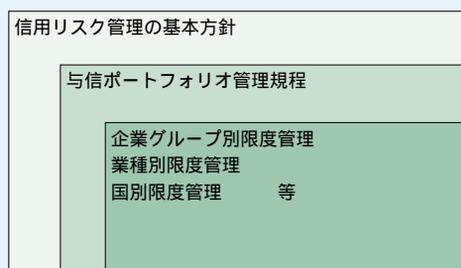
### 信用リスク計量化とは

「信用リスク計量化」とは、与信先の倒産や経営状況の悪化等の不確実な事象によって、将来どの程度損失が発生するのかを確率的に予測することです。

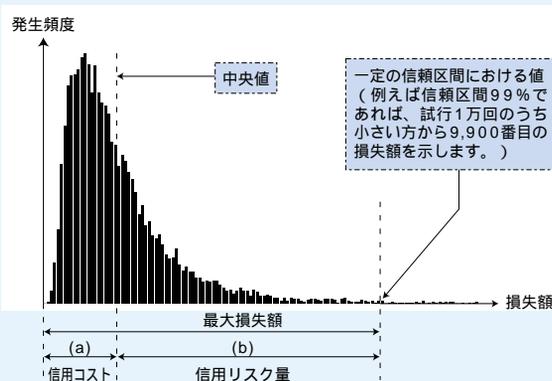
すなわち、与信先の信用力の変動を「倒産の可能性の変動」という事象で表し、平均的に予想し得る損失である「信用コスト」(図中(a))と、予想を超えて起こりうる最大損失額である「信用リスク量」(図中(b))を計測し、将来、収益や自己資本に与える影響度を測定するものです。

具体的には、モンテカルロシミュレーション(1万回の試行により、さまざまな倒産率を発生させる)という手法

信用リスク管理の基本方針・与信ポートフォリオ管理規程等の体系図



損失額分布(シミュレーション結果)



を用い、発生した損失の中央値(シミュレーションにより発生した1万個の損失額を小さい順から並べてちょうど中央の値)を「信用コスト」とし、一定の信頼区間における最大損失額と中央値との差額を「信用リスク量」としてしています。なぜ差額を取るかについては、「信用コスト」は予想されうる損失であり、金利利鞘等の収益でカバーすべきものであるのに対し、「信用リスク量」は予想を超えて起こりうる損失であり、資本対比での制御が必要となる、という性質の違いによるものです。

銀行で取り扱っている金融商品には、その種類ごとにさまざまな信用リスクが介在しています。計量化という一定の「ものさし」を用いることで、膨大な種類の与信に対する最適なポートフォリオ運営へのアプローチが可能となるのです。

## 市場・流動性リスク管理について

### 基本的な考え方

銀行は、お客さまのニーズに合致したさまざまな金融商品を提供しています。また、独自に市場と取引することで収益を追求しています。金融商品の価値は、為替や金利、株価等の市場価格が変動することで増減しますが、この影響で銀行が損失を被るリスクのことを市場リスクといえます。

当行では、このようなリスクに加え、市場の混乱等で市場において取引ができなくなったり通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)を含めて市場リスクと定義しています。

一方、金融商品の価値の増減は収益の源泉でもあるため、銀行は市場リスクをあらかじめ定めた範囲内に収めつつ、適切にコントロールして収益をあげていくことが重要となります。

また、当行では、流動性リスクを、「当行の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスク」と定義しています。

このような流動性リスクを回避するため、資金調達に影響を及ぼすと思われる市場動向等を常に注視し、流動性リスクを考慮した業務運営を行うとともに、状況に応じた危機管理体制の確立が重要となります。

### 市場リスク管理体制

当行では、全社的な市場リスク管理を行う専門部署として統合リスク管理室を設置し、市場リスク管理に積極的に取り組んでいます。ここでは、毎日当行の市場リスクを連結子会社を含むグローバルベースで一元的に計測・管理し、情報を経営トップをはじめ関係部署に報告しています。

全行レベルでの市場リスク管理に加え拠点レベルでも、実際に取引を行う部署(フロントオフィス)や記帳・決済を行う部署(バックオフィス)から独立した市場リスク管理専門部署(ミドルオフィス)を設置しています。

また、日々のオペレーションについても、階層構造ごとに取り組むリスクの限度を定め、コントロールする等、きめ細かなリスク管理を行っています。

当行ではリスク計測・管理の手法としてバリュー・アット・リスク(VAR)法、ベシス・ポイント・バリュー(BPV)法等、さまざまな手法を用いて日々の業務管理を行っています。

また、市場流動性リスクについては、商品の市場流動性を勘案したポジションのモニタリングを行っています。

### バリュー・アット・リスク(VAR)

バリュー・アット・リスク法とは、金融商品の種類にかかわらず同じ基準で市場リスクを計測し、1つの数値(VAR)で表すことのできる、国際的にも広く認められている手法です。

VARとは、統計的考え方に基づき、一定の確率で今後ある保有期間内に生じる可能性のある最大の損失額のことをいいます。

例えば、ある日のVARが保有期間1日間、確率(信頼区間)99%で1億円であれば、その翌日までに発生する損失は99%の確率で最大でも1億円までに収まるだろう、ということです。

この手法による市場リスク計測の有効性をチェックするため、当行では計測したリスク額と実際の損益額を比較するバックテストを行っています。

また、バリュー・アット・リスク法は統計的な仮定に基づく市場リスク計測手法であるため、仮定した水準を超えて市場が急激に変動した場合にどの程度の損失を被るかについてのシミュレーション(ストレステスト)を定期的を実施し、バリュー・アット・リスク法と併せて市場リスク管理に用いています。

# Internal Control Systems of DKB

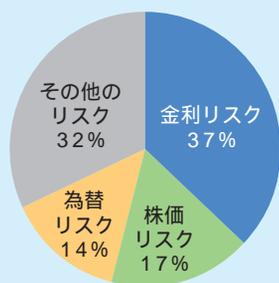
## 第一勧業銀行の内部管理体制

なお、トレーディング業務における平成12年度末の市場リスク額 (VAR / 保有期間1日、信頼区間片側99%) は12億円となっています。

政策投資株式等を除くバンキング業務における平成12年度末の市場リスク額 (VAR / 保有期間1カ月<sup>注</sup>、信頼区間片側99%) は792億円となっています。

(注)バンキング業務のVARは、その業務の性格にあわせて保有期間を1カ月として計測しています。なお、一定の仮定のもとでは、保有期間1日のVARは、保有期間1カ月のVARのおおむね5分の1程度になります。

平成12年度のリスク要因別トレーディングVAR (期中平均)



トレーディング業務における平成12年度の市場リスクをリスク要因別にみたものです(期中平均)。リスク要因別では金利関連リスクが37%を占めています。「その他のリスク」とはオプションリスク等です。

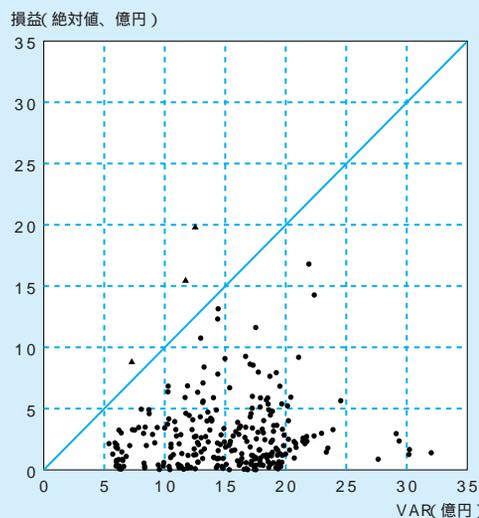
VARの推移(平成12年4月~平成13年3月)



トレーディング業務における市場リスク額 (VAR、保有期間1日、信頼区間片側99%) の推移を表したものです。

期間中のVARの平均は15億円、最小5億円~最大32億円で推移しました。

時価評価損益(絶対値)とVARの分布



トレーディング業務における平成12年度の日々のVARと、対応する時価評価損益(絶対値)の対比分布をみたものです。

グラフ上の対角線より上側(左上半分)にある点が時価評価損益の絶対値がVARを上回ったことを表します。

期間中にVARを上回る損益が発生したのは3日でした(超過率  $3/259 = \text{約}1\%$ )。VARは信頼区間片側99%(両側98%)で測定しているため、モデル上の超過率は2%( $=100\% - 98\%$ )を中心とした分布になりますので、この超過率は高い精度を示しているものと考えられます。

## 円貨バンキング運営

当行では、バンキング業務に関する金利リスクを、金利改定期間別ラダーおよびバリュー・アット・リスク、ベース・ポイント・バリュー等を活用して精緻に管理しています。

7ページの表は、平成12年度末の円貨バンキングに係わる運用と調達を次回金利改定日までの期間別に示したものです。主として預金・貸出金から発生するオンバランスのギャップ(運用 - 調達)に対して、市場リスク管理の基本方針およびALM運営方針に基づいて、スワップ等のデリバティブズを活用して全体のギャップ(金利リスク)をコントロールしながら、中長期的な期間収益の安定化・極大化を図っています。

## 金利改定期間別ラダー(円貨バンキング)

平成13年3月末日基準(単位:10億円)

	1年以下	1～5年	5年超	合計
円資金運用				
貸出金	23,050	3,304	608	26,962
有価証券	3,836	932	1,241	6,009
コールローン・買入手形・預け金	409			409
その他(ネット)	1,554			1,554
小計	28,849	4,236	1,849	34,934
円資金調達				
預金・譲渡性預金	27,115	2,121	16	29,252
コールマネー・売渡手形・借入金等	5,127	359	196	5,682
小計	32,242	2,480	212	34,934
オンバランス・ギャップ	3,393	1,756	1,637	-
オフバランス(デリバティブ取引)	1,182	1,357	175	-
ギャップ	2,211	399	1,812	-
ギャップ累計	2,211	1,812	0	-
金利感応度(10BPV)	2	3	13	18
含み損益	45	32	73	150

- 1 金利不感応資産・負債及び先日付スタートの1年物スワップは1年以下の項目に含めています。
- 2 金利感応度(10BPV)は、金利が0.1%上昇した場合の含み損益の変化幅を表しています。
- 3 含み損益の欄は金利に係わる含み損益を残存期間別に示したもので、株式・証券投資信託の含み損益は含まれていません。株式等の時価情報については、97ページと98ページをご覧ください。

## 流動性リスク管理体制

流動性リスク管理については、円貨・外貨ともに、日々のマーケット状況を把握し、資金繰り状況や資金調達可能額の分析をもとに緻密な管理を実施しており、資金繰りに関する各種情報を経営トップをはじめ関係部署に報告しています。

当行では、ALM企画室が資金調達の計画策定・実績管理等の資金繰りの管理・運営を行っています。また、統合リスク管理室が資金繰りに関する内部基準遵守状況等のモニタリング等を行っており、牽制機能が十分発揮される体制となっています。

管理手法としては、市場からの資金調達についての限度額等、資金繰りに係る管理指標を策定し、流動性リスクを的確にコントロールしています。さらに、資金繰りの状況をその逼迫度に応じて段階的に区分し、区分ごとの管理手法、連絡・報告体制、対処方法を定めているほか、流動性の高い資金化可能な資産の保有も行っています。

## 各種リスク管理について

## 事務リスク管理体制

銀行では、国内・海外営業店をはじめ事務集中部門、市場部門で、さまざまな事務処理を行っています。事務リスクとは、事務処理を正確あるいは適切に行わなかったために有形無形の損失が発生するリスクのことです。

このような事務リスクに対して、当行では、業務推進セクションとは独立した組織である事務部を中心に、厳正な事務リスク管理体制を確立しています。具体的には、みずほホールディングスの事務リスク管理の基本方針に則り、当行における事務リスク管理の基本的な取組方針を定めるとともに、各業務ごとに事務処理手順、権限、管理方法等を定めた事務手続書の整備、正確かつスピーディーな事務処理をサポートするための各種事務機器の充実、コンピュータによるシステムガードやシステムチェック機能の強化、集中部門への事務集約化等を推進しています。また、行員の教育指導面では、事務に携わる行員の事務知識や管理能力向上のための教育体制の充実、本部の専門セクションによる事務指導の強化等に努めています。

さらに、近年は、事務リスクを定量的に把握して事務管理に活用するための計量化手法等、新たな事務リスク管理手法の開発に取り組んでいます。

引き続き、当行は、正確で迅速な事務がお客さまの信用の原点であるとの認識のもと、事務リスクの削減に取り組んでいきます。

### システムリスク管理体制

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い当行が有形無形の損失を被るリスク、およびコンピュータが不正に使用されることにより当行が有形無形の損失を被るリスクのことです。

銀行業務全般にわたり情報システムへの依存度が高まるなか、例えばインターネットを経由した外部不正侵入・破壊・改ざんや、フロッピーディスクによる情報の外部漏洩等といった脅威から、情報資源を保護することが重要課題となっています。

当行では、みずほホールディングスの「システムリスク管理の基本方針」に則り、当行における「システムリスク管理の基本方針」および「セキュリティポリシー」を定め、全行員の意識統一を図るとともに、以下の通りさまざまな対策を行っています。

#### バックアップ体制

オンラインシステムを動かすメインのコンピュータセンターが、万一大規模災害等で使用できなくなる場合には、即座にほかのコンピュータセンターに切り替わり、お客さまのサービスを継続できる仕組みとしています。

#### 設備の安全確保

コンピュータセンターの建物は阪神・淡路大震災レベルの地震であっても耐えられる構造になっており、また非常に電気・水等のライフラインを確保し、コンピュータセンター機能が停止しないような設備を整えています。

#### データの安全確保

不正防止の観点から、ハッカーやウイルス等外部からの不正アクセスに対して、ファイヤーウォールサーバーを設置する等の対策を実施するとともに、銀行内の各部室に情報資源の保護責任者・保護管理者を指名し、セキュリティ対策の実施を徹底しています。

### 法務リスク管理体制

法務リスクとは、法令や契約等に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他の法的原因により有形無形の損失を被るリスクのことです。

銀行経営においては、規制緩和により業務の自由化・多様化が進展する一方で、自己責任が強く求められるようになってきました。このような環境のもと、当行では、法務リスク管理を経営に関わる重要課題ととらえ、法務リスク管理に取り組んでおり、行内業務監査担当役員傘下の法務室が、その基本的企画・運営を行っています。

当行は、グループの統一的な法務リスク管理の基本方針に則り、当行における法務リスク管理の基本方針を制定し、法務リスク軽減のための施策として、経営判断や新商品・新規業務等に対するリーガルチェック、法令の制定・改廃等の法務関連情報の一元管理、訴訟等の法務リスク状況の把握・対応等を実施しています。また、刊行物およびさまざまな行内研修を通じて、行員全体の遵法意識の向上と法務知識の充実に努めています。

### 決済リスク管理

決済リスクは、「予定通りに決済ができない(例えば、受取予定の資金が受け取れなくなる)ことによって損害を被るリスク」のことであり、信用リスク・流動性リスク・オペレーショナルリスク等さまざまな側面を持つものです。

代表的な決済リスクとしては「外為取引における各国通貨の決済時間帯の時差により発生するリスク」、いわゆる「外為決済リスク」がありますが、当行では、決済タイムラグの短縮・ネットिंगによる決済金額そのものの圧縮等により、外為決済リスクの低減を図っています。また、そのほか、国内外の決済業務に関連するリスクの低減にも取り組んでいます。

## コンプライアンス(法令等遵守)体制

### コンプライアンスの基本方針

当行は、みずほフィナンシャルグループの一員として、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置づけ、グローバルな金融・資本市場において世界に通用するコンプライアンス態勢を推進し、これをもって株主や市場等から高く評価され、広く社会からの信頼を確立することを基本方針として定めています。

### コンプライアンスの運営体制

行内業務監査委員会は、執行役員の中から選任された構成員のほか、行外の法律・会計等の専門家である外部特別委員から構成されており、行内業務監査に関する重要な事項を評議・決定するとともに、コンプライアンス態勢の有効性を評価・検証しています。また、特に重要な事項については、経営会議経由、取締役会および監査役会に付議・報告しています。さらに、コンプライアンスの実施状況については、行外から招聘した特別顧問の監視・評価および助言・勧告を受けています。

コンプライアンス統括部署は、行内業務監査委員会の委員長である行内業務監査担当役員のもとに配置されている行内業務監査室です。また、室内に社会的責任推進室を設置し、反社会的勢力との取引の排除を図っています。

各部室店では、その長をコンプライアンス責任者に任命し、コンプライアンスを徹底しています。

### コンプライアンス活動

コンプライアンスを実践するための手引書として、当グループの倫理上の規範である「みずほの企業行動規範」等からなるコンプライアンス・マニュアルを作成し、役職員一人ひとりに配付のうえ、研修等によりその内容の周知徹底を図っています。

また、各部室店に設置したコンプライアンス管理者や行内業務監査部門等が、コンプライアンスの遵守状況をチェックしています。

これらの施策は、コンプライアンスに関する年度ごとの実践計画であるコンプライアンス・プログラムにおいて規定し、その実施状況を半年ごとにフォローアップしています。

さらに、当行のコンプライアンスの遵守状況等をみずほホールディングスに対して報告するとともに、当行の関連会社からは、コンプライアンスの遵守状況等の報告を受けることにより各社のコンプライアンス管理の状況を把握し、必要に応じて適切な対応を行っています。

